働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮·年休促進支援コース) 交付申請書の提出書類チェックリスト

提出期限:令和6年11月29日 事業実施予定期間:令和7年1月31日

<提出書類一覧表>

No	書類名	提出書類·確認事項
1	交付申請書(様式第1号)	□様式第1号 □同(続紙)
2	事業実施計画(様式第1号別添)	□様式第 1 号別添 □別添(続紙1) □別添(続紙2) □別添(続紙 3) □ 別添別紙 1 □別添別紙2
3	申請マニュアルI 3 (3)「年次有給休暇の時季指定の整備状況」を確認するための資料	〈就業規則を作成している場合〉 □全ての指定対象事業場分の就業規則 〈労働者が10人未満で、就業規則を作成していない場合〉 □労働者全員分の年次有給休暇管理簿
4	36協定届(特別条項の締結状況を含む) ※申請マニュアルI 4(1)「時間外労働の上限設定」を 選択した場合	□全ての指定対象事業場のもの □交付申請時点で有効であるもの □令和6年4月1日より前に締結・届出したもの
5	就業規則の写し(労働条件通知書の写し) ※申請マニュアル I 4(2)「年休の計画的付与の導 入」、I 4(3)「時間単位年休および特別休暇の導 入」、I 5 (3)「賃金引上げ」を選択した場合	〈就業規則を作成している場合〉 □全ての指定対象事業場分の就業規則 〈労働者が10人未満で、就業規則を作成していない場合〉 □労働条件通知書(労働者全員分)
6	時間単位年休の労使協定の写し ※申請マニュアル I 4(3)「時間単位年休および特別休暇の導入」を選択した場合	□既に導入されている時間単位の年次有給休暇が5日未満であることを確認する書類 ※新規に制度化する場合は不要です。
7	対象労働者の交付申請前1月分の賃金台帳の写し ※申請マニュアルI5(3)「賃金引上げ」を選択する 場合	□直近1か月のもの(賃金引上げ対象労働者全員分) ※給与体系が歩合給等の場合は1月分を超えて求める場合があります □法定記載事項である、労働日数や労働時間数等が記載されていること
8	事業を実施するために必要な経費が分かる資料	□見積書 □相見積書 □見積内容が具体的にわかる資料(カタログ、仕様書等)
9	助成金振込希望口座が確認できる資料	□金融機関名・支店名・口座の種類・口座番号・口座名義が確認できること (通帳表紙の写し等)

〈留意事項〉

[・]原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給防止の観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差替えや訂正を行うことはできません。